



標準加速化における認定機関の取組

第2回「認証産業活用の在り方検討会」

2024年2月14日
公益財団法人 日本適合性認定協会

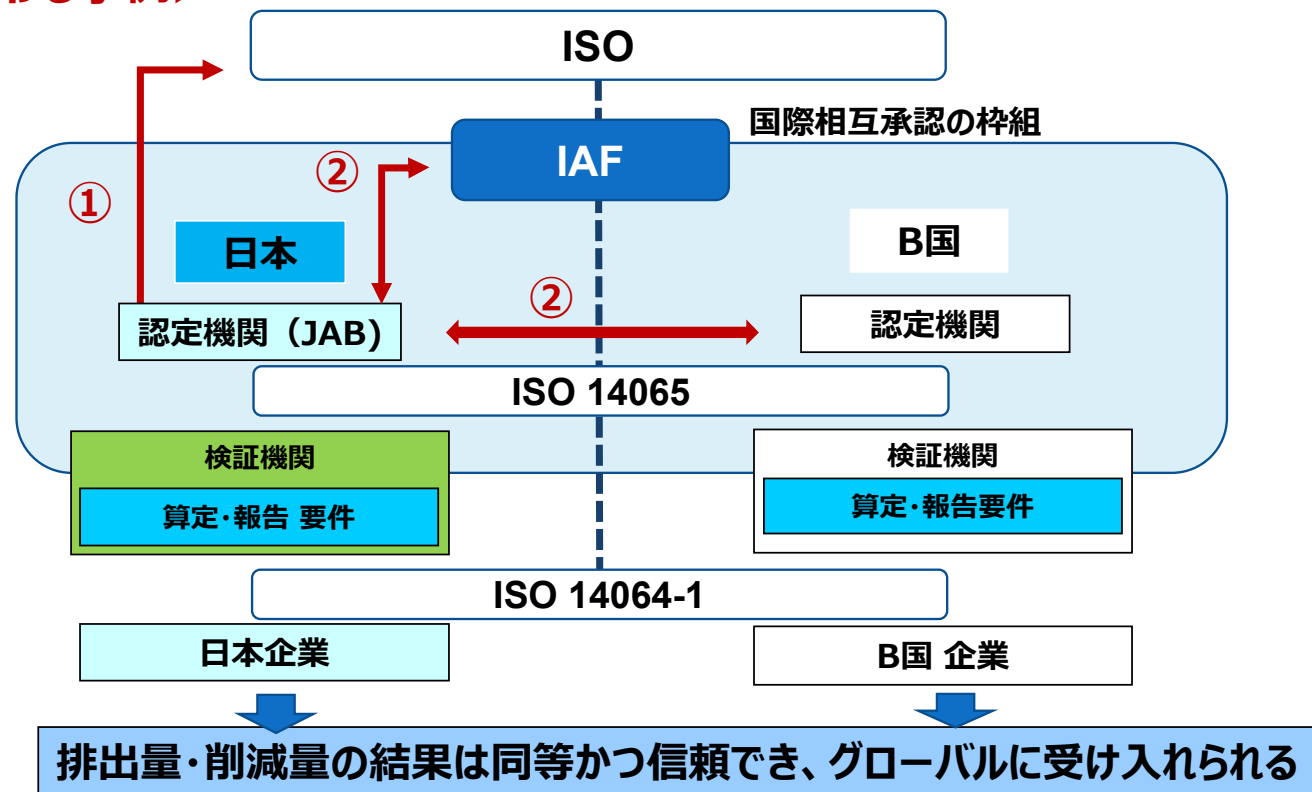
- 本協会は、WTO/TBT協定に沿って設立された民間団体として、認証機関などを国際規格に基づいて認定する事業を30年にわたり行っている。認定基準となる国際規格は、マネジメントシステム、製品、要員、温室効果ガス妥当性確認・検証など多岐にわたる。認定を受けた認証機関による認証は、業種を問わず幅広い産業分野で活用されている。
- 「日本型標準加速化モデル」では、認定機関・認証機関を標準化活動の主体の一つと位置づけており、認定機関・認証機関に求められる取組として、「認証の積み重ねによって集約された知見を企業側に還元」することや、「規格と認証の一体設計の一般化への貢献」などの標準化活動が挙げられている。
- 本協会は、長年の認定事業で得た知見とネットワークを活かし、行政、規格開発団体、産業界と協業し標準化活動を行っている。今回は、かかる活動の内、カーボンニュートラル分野での活動事例を2つご紹介する。
- 一方、認定・認証にとって公平性の確保は重要。国際規格では公平性に対するリスクの一つとして「コンサルティング」が挙げられており、「コンサルティング」の定義、原則、要求事項などが規定されている。今回は、国際規格が求めている公平性と「コンサルティング」について事例をご紹介する。

活動事例1 ISO14064-1 GHG検証



<規格開発の段階から認定機関が関わる事例>

- ① 規格開発初期から情報収集
国内TCを通じドラフトにコメントを発出
- ② 企業や検証機関のニーズを踏まえ協議
各国・地域で規格が公平に適用される
よう技術基準や指針を開発
検証機関、企業向けに研修・セミナーを
開催



国際相互承認は、検証機関の力量を決定する能力を通して、認定機関間の信頼性を高め、各国における検証結果の同等性（東京1トン＝北京1トン＝ロンドン1トン＝NY1トン）を確保する。制度における算定、モニタリング、検証の質を一定にし、日本企業が国内及び海外での企業活動において、排出量管理に国際的な不均衡が生まれないような仕組みをつくり、検証された排出量、削減量に対する信頼を提供している。特に、排出量取引制度の国際リンクにおいては、MRV（算定、報告、検証）の整合が必須となる。

活動事例 2 二国間クレジット/ Jクレジット制度への協力

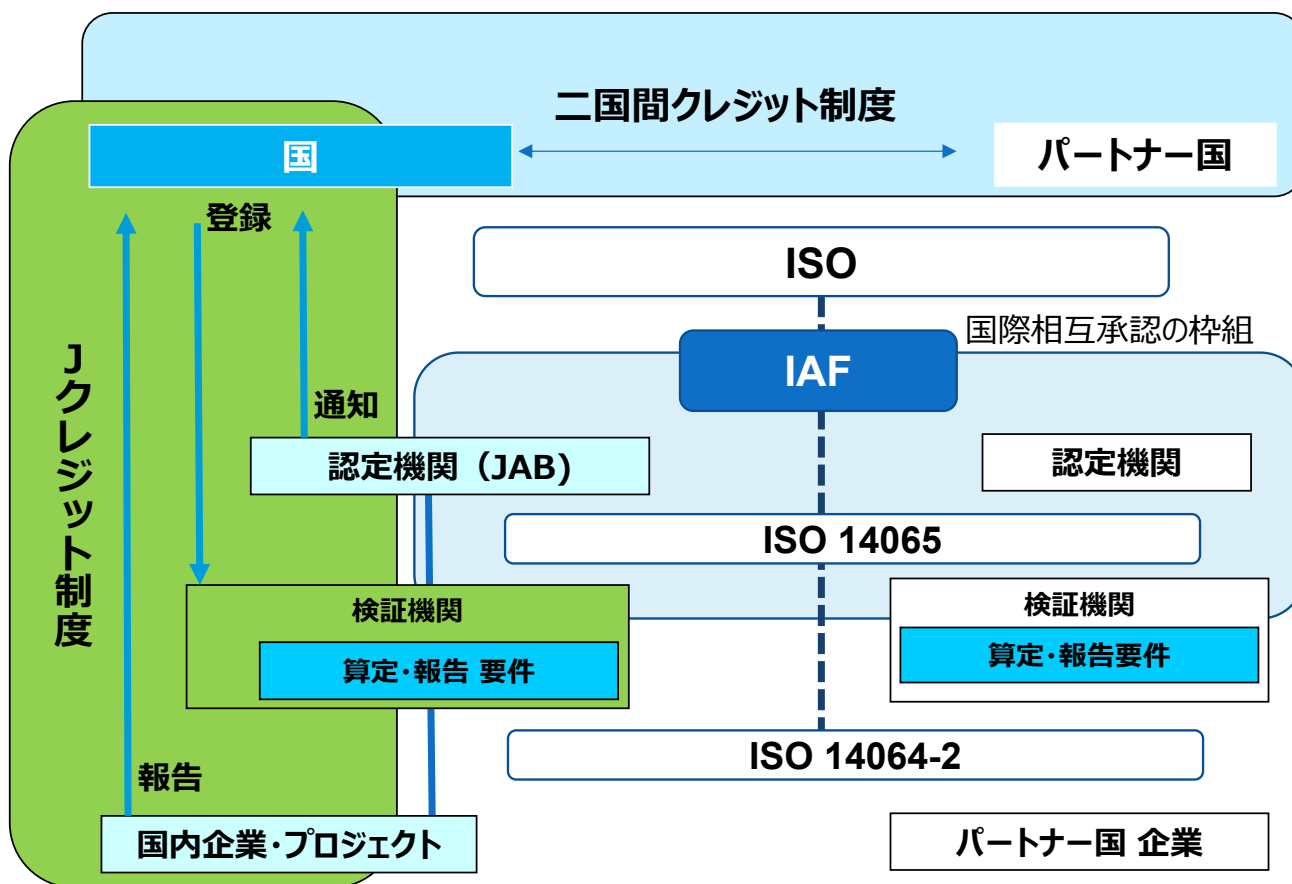


＜既存の認定規格と国際相互承認がスキームが国の制度に活用されている事例＞

＜二国間クレジット制度(JCM)＞
パリ協定6条に沿って実施されている
国の制度。国際相互承認および認定
認証の取組が活用されている

＜Jクレジット制度＞

国のカーボンのクレジット政策に民間の
認定・認証が活用されている事例
認定機関・認証機関は、関連省庁を
支援し、産業界とも連携しながら制度
構築に貢献した



まとめ 1



本事例は、**規格開発の段階から、検証機関・認定機関が関わる類型①**であり、既存の規格に対して、国内等における**認証スキームを、関連省庁とともに、産業界と妥当性確認・検証機関・認定機関が連携しながら構築した類型②でもある**。認定機関としてISOエキスパートとして参加し、欧米の排出量取引制度構築における適合性評価を整理し、関連省庁との調整のうえ、認定パイロットプロジェクト（実証研究）を実施し、ISO14064-1に基づく試行排出量取引制度開始、ISO14064-2に基づくJクレジット制度、二国間クレジット制度のためのISO14065認定事業開始している。

現在、**ISO14065認定を踏まえて、ISO/IEC17029に国際相互承認を拡大でき、その成果と知見を活かしてサステナビリティ保証基準の開発段階から関わっていること（類型①）につながっている**

認証産業と産業界の連携事例においては、**①と②を組み合わせた活用が重要である**。

- ① **規格開発の段階から、認証機関・認定機関が関わることで、国際相互承認のある適合性評価を踏まえ、日本で認定された機関による検証の結果が、海外でも同等に受け入れられる、つまり、日本企業が、二重の認証、検証費用を払うことなく、迅速に海外市場に上市できる機会を提供できる。（リスク管理）**
- ② **関連省庁も含む、産業界と認証機関・認定機関が連携しながら制度構築に取り組むことで、日本企業の企業価値向上に資する認定・認証（検証・妥当性確認）を提供することができる。（機会の創出）**

国際規格における公平性の定義(例)



JIS Q 17011 認定機関に対する要求事項	3.10 公平性 (impartiality) 客観性があること。
JIS Q 17021-1 MS認証機関に対する要求事項	3.2 公平性 (impartiality) 客観性があること。
JIS Q 17065 製品認証機関に対する要求事項	3.13 公平性 (impartiality) 客観性の実在。
JIS Q 17029 妥当性確認・検証機関に対する要求事項	3.12 公平性 (impartiality) 客観性があること

コンサルティングの定義と要求事項（JIS Q 17011の事例）



定義	3.34 コンサルタント業務(Consultancy) 認定(3.1)の対象となる適合性評価機関(3.4)の活動への参加。 例1 適合性評価機関のためのマニュアル又は手順の準備若しくは作成。 例2 適合性評価機関の運営又はマネジメントへの参加。 例3 適合性評価機関のマネジメントシステムの開発・実施、業務手順及び／又は能力に対する、特定の助言又は特定の教育・訓練の提供
要求事項	4.4.11 認定機関及び同じ法人のいかなる部分も、 <u>公平性に影響を与える次のようなサービス</u> を申し出たり、提供したりしてはならない。 a) 認定の対象となる適合性評価活動 b) <u>コンサルタント業務</u> 4.4.12 認定機関が、コンサルタント業務を申し出る機関、又は 4.4.11 a) において挙げられた適合性評価活動を行う機関と関係がある場合、認定機関は、次の事項をもたなければならない。 a) 異なるトップマネジメント b) 認定の意思決定プロセスを実行する異なる要員 c) 明らかに異なる名称、ロゴ及びシンボル d) 全ての認定活動の結果へのいかなる影響も予防する効果的なメカニズム 4.4.13 認定機関は、その活動を、コンサルタント業務又は公平性に対する容認できないリスクを与えるようなその他のサービスと関連付けて提示してはならない。特定の要員又はコンサルタント業務を利用すれば、認定がより簡単に、容易に、迅速に、又は廉価になると示唆するようなことを述べたり、暗示したりしてはならない。

コンサルティングとみなさない業務(JIS Q 17011の例)



要求事項

4.4.13

注記 認定機関は、例えば、次のような公平性に対するリスクとはみなされない業務を行うことができる。

- － 教育・訓練、オリエンテーション又は教育講座の手配、及び講師としての参加。ただし、これらの講座が、誰でも自由に入手できる一般情報の提供だけに限定されていることを条件とする。
つまり、適合性評価機関の活動に関して、当該機関に固有の解決策を提示できない。
- － 審査における価値の付加。例えば、固有の解決策を含まない、審査中に明らかになった改善の機会の明示。
- － 認定プロセスの開発についての他の認定機関への助言。
- － 関連する適合性評価規格の要求事項を含む、認定要求事項についてのスキームオーナーへの助言。

- 国際規格において公平性とは「客観性があること」と定義されている。
認定機関・認証機関は、公平な認定、公平な認証を行うことが求められている。
- コンサルティングについては、国際規格によって定義や求められる内容に差があるものの、公平性に対するリスクの一つと認識されており、リスク管理が求められている。
- 認定機関・認証機関は、それぞれに適用される国際規格が要求しているコンサルティング関連事項を十分に理解し、適切なリスク管理を実施した上で標準化活動をする必要がある。
- 国際相互承認の枠組においては、本協会が事例として挙げたような標準化活動は、他の認定機関も同様に行っており、コンサルティングとはみなされないと判断している。

(参考) WTO TBT協定 適合性評価・認定の活用



加盟国が行う強制規格及び任意規格に対する適合性評価手続について

加盟国に対し、国際標準化機関の定める指針又は勧告に従い認定等を受けた海外の認証機関については十分な技術的能力があると認め、可能なときはその適合性評価手続の結果の受入れ確保を義務づけ（6.1）。また、加盟国間で、適合性評価手続の結果の相互承認交渉を行うことを奨励している（6.3）

第6条 適合性評価の中央政府機関による承認

中央政府機関に関し、

6.1 6.3及び6.4の規定の適用を妨げることなく、加盟国は、他の加盟国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合であっても、**可能なときは、当該他の加盟国の適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合しているかどうかについて当該他の加盟国の適合性評価手続によって与えられる保証が自国の適合性評価手続によるものと同等であると当該加盟国が認めることを条件とする。**特に、次の事項について、相互に満足すべき了解に達するため、事前の協議が必要となることが認められる。

6.1.1 輸出加盟国の適合性評価の結果が継続的に信頼できるものであることについて確信が得られるような、輸出加盟国における適合性評価を行う関連する機関の十分かつ永続的な技術的能力。この点に関し、資格認定等により、**国際標準化機関によって発表された関連する指針又は勧告の遵守が確認されていることが、十分な技術的能力を示すものとして考慮される。**

6.3 加盟国は、他の加盟国から要請があった場合には、それぞれの適合性評価手続の結果の**相互承認のための合意**をすることを目的として交渉するよう奨励される。加盟国は、その合意が6.1の基準を満たすことを要求し、及びその合意により関連する製品の貿易が促進される可能性を有していることを両加盟国が認めることを要求することができる。

6.4 加盟国は、自国の領域内又は他のいずれかの国の領域内に存在する**適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で、他の加盟国の領域内に存在する適合性評価機関が自国の適合性評価手続に参加することを認めるよう奨励される。**

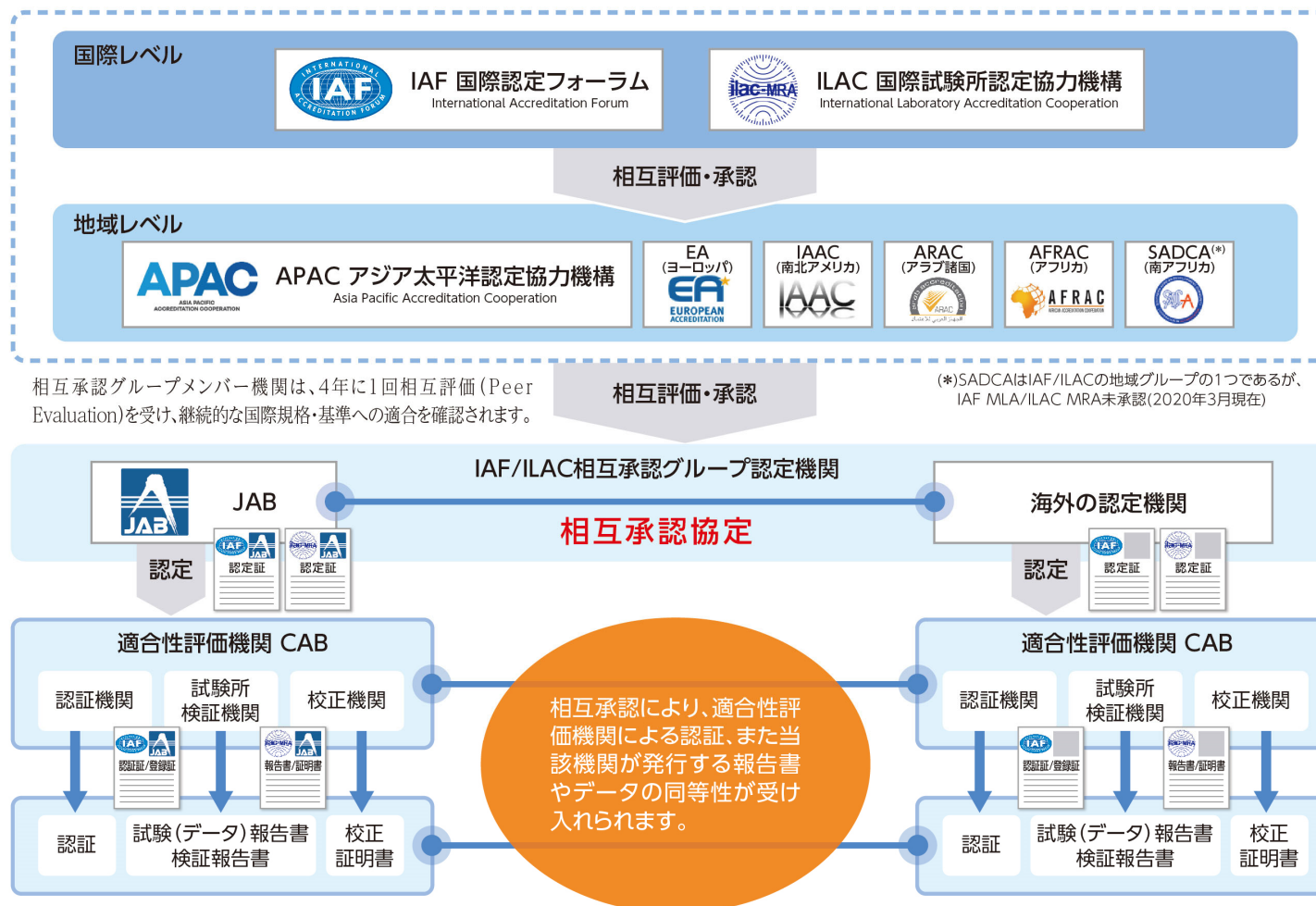
第9条 国際制度及び地域制度

強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合において、実行可能なときは、加盟国は、適合性評価のための国際制度を作成し及び採用し、かつ、これに加盟し又は参加する。

加盟国は、自国の領域内の関係機関が加盟し又は参加している適合性評価のための国際制度及び地域制度が第5条及び第6条の規定を遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。更に、加盟国は、これらの制度がこれらの条の規定に反する態様で運用されることを直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとってはならない。

加盟国は、国際適合性評価制度又は地域適合性評価制度が、可能な場合において第5条及び第6条の規定を遵守するときのみ自国の中央政府機関がこれらの制度を認めるものであることを確保する。

(参考) 国際相互承認の仕組み



(参考) WTO GATT非関税障壁交渉から適合性評価は生まれた 適合性評価機関（認証機関）・認定機関の必要性



1992年 日本工業標準調査会
「我が国の品質システム審査登録制度のあり方について」答申受け、経団連が「品質システムに関する認定基幹設立について」指針を取りまとめ

1994年 スタンダード・コード改定
によるWTO TBT協定
(Agreement on Technical
Barriers to Trade)合意

1993年11月 経団連の検討結果を受けて財団法人日本品質システム審査登録認定協会(1996年6月に日本適合性認定協会に改称)を発足
⇒ 経団連メンバー35業界団体が出捐

1995年 1月 WTO発足
5月「WTO/TBT 協定」発効

(参考) 本協会の事業と公平性管理



事業目的*		業務内容	主な公平性管理
(1)	適合性評価機関の認定及び認定結果の公表	認定*	ガバナンス 評議員会、理事会、アドバイザリコミッティ 公平性へのコミットメント 行動憲章 リスクマネジメント 認定プロセスの文書化、公表 認定委員会 公平性に対するリスク分析手順 苦情プロセス コントロール 内部統制システム宣言 行動規範 決裁規則 内部評価 マネジメントレビュー 内部監査 外部評価 Peer Evaluation（国際相互承認に基づく監査） JRMCS監査（航空宇宙MS認定に関する業界監査） ディスクロージャー 事業報告、事業計画、主な規定類
(2)	国際及び国内の適合性評価に係る規格制改定への協力	日本産業標準調査会 委員 ISO CASCO 国内委員会 ISO以外の国際規格開発委員会 など	
(3)	認定機関間の相互承認の推進、維持	IAF/ILAC/APAC 委員、会議参加 JAC	
(4)	調査及び研究・開発	新規認定サービスに関わる調査、研究・開発	
(5)	普及及び啓発、研修	講演会 活動報告会 講師派遣 広告出稿	
(6)	内外関係機関との交流及び協力	ステークホルダーとの対話・交流・協力 勉強会、意見交換	
(7)	制度利用者等への情報提供	認定、認証情報の公表、問い合わせ対応	
(8)	その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	n/a	

* 事業目的は定款第4条(1)～(9)に規定している

* 認定・・・「適合性評価機関に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明（JIS Q 17000:2015）」

©2024 JAB

(参考) 国際規格JIS Q 17011の定義 (公平性とコンサルタント業務)



JIS

適合性評価－適合性評価機関の
認定を行う機関に対する要求事項

JIS Q 17011: 2018
(ISO/IEC 17011: 2017)

日本工業標準調査会 審議
(日本規格協会 発行)

箇条3 定義

3.10 公平性 (impartiality)

客観性があること。

注記1 客観性とは、利害抵触がないか、又は認定機関 (3.2) *の事後の活動に悪影響を及ぼすことがないよう、利害抵触が解決されていることを意味する。

注記2 公平性の要素を伝えるのに有用なその他の用語には、“独立性”、“利害抵触がないこと”、“偏見がないこと”、“先入観がないこと”、“中立”、“公正”、“心が広いこと”、“公明正大”、“利害との分離”、及び“均衡”がある。

(出典：JIS Q17021-1:2015の3.2を修正。注記1の“認証機関”を“認定機関”に変更した。)

3.34 コンサルタント業務(Consultancy)*

認定(3.1)*の対象となる適合性評価機関(3.4)*の活動への参加。

例1 適合性評価機関のためのマニュアル又は手順の準備若しくは作成。

例2 適合性評価機関の運営又はマネジメントへの参加。

例3 適合性評価機関のマネジメントシステムの開発・実施、業務手順及び／又は能力に対する、特定の助言又は特定の教育・訓練の提供

* 認定機関 (3.2) … 認定 (3.1) を実施する、権限を持つ機関(JIS Q 17000:2005)

* コンサルタント業務… JIS Q 17011では、“コンサルティング”や“コンサル”に関する定義はなく、用語としても使われていない

* 認定 (3.1) … 適合性評価機関 (3.4) に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明 (JIS Q 17000:2005) 認定機関と適合性評価機関は定義上区別されている

* 適合性評価機関 (3.4) … 適合性評価活動を実施し、認定 (3.1) の対象になり得る機関

注記 この規格において“適合性評価機関”という用語は、別段の規定がない限り、“申請者としての適合性評価機関及び認定された適合性評価機関”の両方に適用する

(参考) 国際規格JIS Q 17011の要求事項 (公平性、コンサルタント業務)



JIS

適合性評価－適合性評価機関の
認定を行う機関に対する要求事項

JIS Q 17011: 2018
(ISO/IEC 17011: 2017)

日本工業標準調査会 審議
(日本規格協会 発行)

4.4 公平性に関する要求事項

:

4.4.11 認定機関及び同じ法人のいかなる部分も、公平性に影響を与える次のようなサービスを申し出たり、提供したりしてはならない。

- a) 認定の対象となる適合性評価活動 <略>
- b) コンサルタント業務

4.4.12 認定機関が、コンサルタント業務を申し出る機関、又は**4.4.11 a)**において挙げられた適合性評価活動を行う機関と関係がある場合、認定機関は、次の事項をもたなければならない。

- a) 異なるトップマネジメント
- b) 認定の意思決定プロセスを実行する異なる要員
- c) 明らかに異なる名称、ロゴ及びシンボル
- d) 全ての認定活動の結果へのいかなる影響も予防する効果的なメカニズム

4.4.13 認定機関は、その活動を、コンサルタント業務又は公平性に対する容認できないリスクを与えるようなその他のサービスと関連付けて提示してはならない。特定の要員又はコンサルタント業務を利用すれば、認定がより簡単に、容易に、迅速に、又は廉価になると示唆するようなことを述べたり、暗示したりしてはならない。

注記 認定機関は、例えば、次のような公平性に対するリスクとはみなされない業務を行うことができる。

- － 教育・訓練、オリエンテーション又は教育講座の手配、及び講師としての参加。ただし、これらの講座が、誰でも自由に入手できる一般情報の提供だけに限定されていることを条件とする。つまり、適合性評価機関の活動に関して、当該機関に固有の解決策を提示できない。
- － 審査における価値の付加。例えば、固有の解決策を含まない、審査中に明らかになった改善の機会の明示。
- － 認定プロセスの開発についての他の認定機関への助言。
- － 関連する適合性評価規格の要求事項を含む、認定要求事項についてのスキームオーナーへの助言。

箇条4 要求事項

(参考) 適合性評価－用語及び一般原則 (コンサルティング関連)



JIS

適合性評価－用語及び一般原則

JIS Q 17000 : 2022
(ISO/IEC 17000: 2020)

(JSA)

日本工業標準調査会 審議
(日本規格協会 発行)

解説

3 審議中に特に問題となった事項

d) 追加が検討された用語

3) Consultancy (コンサルティング)

この用語の追加に関しては意見が真二つに分かれた。次の意見があった。

- － 適合性評価におけるコンサルティングを定義することは有用である。
- － これまで何度も概念の検討を行ったがうまく行かなかった。
- － 要求事項要素を含まずに定義することは困難である。
- － 適合性評価の概念と本質的に関係がない用語である。

コンサルティングについては、今後、CASCOとして何らかのガイダンスを出すべきであることについては意見の一致を見たが、個々の適合性評価活動において内容が異なることから、全ての適合性評価分野に共通して適用可能な概念を対応国際規格において示すことは困難であると結論付けられた。

(参考) MS認証機関に対する要求事項(コンサルティング関連①)



JIS

適合性評価－
マネジメントシステムの審査及び
認証を行う機関に対する要求事項－
第1部：要求事項

JIS Q 17021-1: 2015
(ISO/IEC 17021-1: 2015)

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

3.2 公平性 (impartiality)

客観性があること。

注記1 客観性とは、利害抵触がないか、又は認定機関（3.2）の事後の活動に悪影響を及ぼすことがないよう、利害抵触が解決されていることを意味する。

注記2 公平性の要素を伝えるのに有用なその他の用語には、“独立性”、“利害抵触がないこと”、“偏見がないこと”、“先入観がないこと”、“中立”、“公正”、“心が広いこと”、“公明正大”、“利害との分離”、及び“均衡”がある。

3.3 マネジメントシステムのコンサルティング (management system consultancy)

マネジメントシステムの確立、実施又は維持に関与すること。

例1 マニュアル又は手順を、準備又は作成する。

例2 マネジメントシステムの開発及び実施に向けての固有の助言、指示又は解決策を与える。

注記1 教育・訓練が、マネジメントシステム又は審査に関係し、その内容が一般的な情報に限られる場合で、教育・訓練を手配し、講師として参加することは、コンサルティングとはみなさない。すなわち、講師は、依頼者個別の解決策を提供しない。

注記2 プロセスやシステムの改善のための一般的な情報で、依頼者特有の解決策ではない情報の提供は、コンサルティングとはみなさない。このような情報には、次を含む。

- － 認証基準の意味及び意図の説明
- － 改善の機会の特定
- － 関係する理論、方法論、技術、又はツールの説明
- － 機密情報でない、関連するベストプラクティスの情報共有
- － 審査を受けるマネジメントシステムの範ちゅう（疇）にない、その他のマネジメントシステムの側面

4.2.4 公平性に対する脅威には、次の事項を含み得るが、これに限らない。

b) 自己レビュー 個人又は機関が、自分自身が行った業務をレビューすることから生じる脅威。認証機関がマネジメントシステムのコンサルティングを行った依頼者のマネジメントシステムを自ら審査することは、自己レビューによる脅威となり得る。

(参考)

*マネジメントシステム・・・方針及び目標、並びにその目標を達成するためのプロセスを確立するための、相互に関連する又は相互に作用する、組織の一連の要素 (JISQ 9001:2015 3.5.3)

(参考) MS認証機関に対する要求事項(コンサルティング関連②)



JIS

適合性評価－
マネジメントシステムの審査及び
認証を行う機関に対する要求事項－
第1部：要求事項

JIS Q 17021-1: 2015
(ISO/IEC 17021-1: 2015)

日本工業標準調査会 審議
(日本規格協会 発行)

5.2.5 認証機関、同じ法人のいかなる部門、及び認証機関の組織統制の下にあるいかなる組織（9.5.1.2参照）も、マネジメントシステムのコンサルティングを申し出たり又は提供してはならない。このことは、認証機関として位置付けられた政府の当該部門にも適用する。

注記 これは、認証機関と依頼者との情報交換（例えば、所見の説明、要求事項の明確化）を妨げるものではない。

5.2.7 依頼者が認証機関と関係のある組織からマネジメントシステムのコンサルティングを受けた場合、これは公平性に対する重大な脅威となる。この脅威に対する広く認知されている軽減方法は、認証機関がマネジメントシステムのコンサルティングが終了してから最低2年間はそのマネジメントシステムの認証を行わないことである。

注記 5.2.3の注記1*を参照。*（5.2.3 注記 1は、認証機関の公平性に対する脅威の発生源を例示）

5.2.8 マネジメントシステムのコンサルティング機関に審査を外部委託することは、認証機関の公平性に対する容認できない脅威を与えるため、認証機関はこれを行ってはならない（7.5参照）。この要求事項は、7.3で規定する審査員として契約している個人には適用しない。

5.2.9 認証機関の活動は、マネジメントシステムのコンサルティングを提供する組織の活動と結び付けてマーケティング又は申出をしてはならない。認証機関は、コンサルティング機関が当該認証機関を起用すれば、認証が簡単、容易、迅速及び廉価になると明示又は暗示する不適切な関連付け又は表明を是正するために行動しなければならない。認証機関は、特定のコンサルティング機関を起用すれば、認証が簡単、容易、迅速及び廉価になると明示又は暗示してはならない。

5.2.10 利害抵触がないことを確実にするために、管理者として行動したものを含めて、マネジメントシステムのコンサルティングを提供した要員が、当該依頼者のマネジメントシステムのコンサルティングに関わっていた場合、認証機関は、これらの要員を、当該依頼者の審査又は他の認証活動に従事させてはならない。この脅威に対して広く認知されている軽減方法は、コンサルティングの提供終了後の2年間はこれらの要員に従事させないことである。

箇条5 要求事項

(参考) 製品認証機関に対する要求事項(コンサルティング関連①)



JIS

適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項

JIS Q 17065-: 2012
(ISO/IEC 17065: 2012)

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

3.2

コンサルティング (consultancy)

次のいずれかに関与すること。

- a) 認証された又は申請された製品の、設計、製造、据付け、保守又は流通。
- b) 認証された又は申請されたプロセスの、設計、実施、運用又は維持。
- c) 認証された又は申請されたサービスの、設計、実施、提供又は維持。

注記 この規格では、“コンサルティング”という用語は、認証機関、認証機関の要員、認証機関に関連する組織、及び認証機関にリンクされた組織の活動に関連して用いられる。

3.13

公平性 (impartiality)

客観性の実在。

注記1 客観性とは、利害抵触がないか、又は機関の活動に悪影響を及ぼすことがないよう、利害抵触が解決されていることを意味すると理解されている。

注記2 公平性の要素を伝えるのに有用なその他の用語には、独立性、利害抵触がないこと、偏見がないこと、先入観がないこと、中立、公正、心が広いこと、公明正大、利害との分離、及び均衡がある。

附属書A 製品認証機関及び認証活動に関する原則

A.2.2 公平性に対するリスクには、次の事項から生じるであろう偏りを含む

b) 自己レビュー（例えば、コンサルティングなど認証機関が提供したその他のサービスの結果に対して自ら評価するような適合性評価活動を実施する。）

箇条3 定義

箇条4 原則

(参考) 製品認証機関に対する要求事項(コンサルティング関連②)



JIS

適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項

JIS Q 17065-: 2012
(ISO/IEC 17065: 2012)

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

箇条4 要求事項

4.2 公平性のマネジメント

4.2.1 認証活動は、公平に行われなければならない。

4.2.2 認証機関は、その認証活動の公平性に責任を負い、公平性を損なう商業的、財務的又はその他の圧力を容認してはならない。

4.2.3 認証機関は、その公平性に対するリスクを継続的に特定しなければならない。これには、認証機関の活動、認証機関が他との関係をもつこと、又は要員が他との関係をもつこと（4.2.12参照）から生じるリスクを含む。ただし、このような関係をもつことは、認証機関にとって必ずしも公平性に対するリスクとなるとは限らない。

注記1 認証機関の公平性に対するリスクとなる関係としては、所有、統治、マネジメント、要員、共有資源、財務、契約、マーケティング（ブランド設定を含む。）、及び売上手数料の支払い又は新規依頼者の紹介に関わるその他の誘引条件に基づく関係が挙げられる。

注記2 リスクの特定とは、JIS Q 31000に示されるリスクアセスメントを意味するものではない。

4.2.6 認証機関、並びに認証機関が属する同じ法人及び認証機関の組織統制（organizational control）（7.6.4参照）の下にある法人のいかなる部門も、次の事項を行ってはならない。

a) 認証された製品の設計、製造、据付け、流通又は保守

b) 認証されたプロセスの設計、実施、運用又は維持

c) 認証されたサービスの設計、実施、提供又は維持

d) 依頼者へのコンサルティング（3.2参照）の申出又は提供

e) 認証スキームが依頼者のマネジメントシステムの評価を要求している場合、その依頼者への、マネジメントシステムのコンサルティング又は内部監査の申出又は提供

注記1 これは、次を妨げるものではない。

－ 認証機関と依頼者との情報交換（例えば、所見の説明又は要求事項の明確化）

－ 認証機関の運営に必要な、認証した製品の使用、据付け及び保守

(参考) 製品認証機関に対する要求事項(コンサルティング関連③)



JIS

適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項

JIS Q 17065-: 2012
(ISO/IEC 17065: 2012)

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

4.2.7

認証機関は、認証機関と関係のある別法人の活動、又は認証機関がその一部を構成する法人と関係のある別法人の活動が、認証活動の公平性を損なわないことを確実にしなければならない。

注記 4.2.3の注記1参照。

4.2.8

4.2.7に示す別法人が、認証された製品（申請された製品を含む。）を販売するか若しくは生産する、又はコンサルティング（3.2参照）を申し出るか若しくは提供する場合、認証機関の管理層の要員並びにレビュー及び認証の決定のプロセスに関わる要員は、その別法人の活動に従事してはならない。また、その別法人の要員を、認証機関のマネジメント、レビュー、及び認証の決定に関与させてはならない。

注記 評価を行う要員については、公平性に関する要求事項を箇条6に規定しており、また、追加の要求事項が6.2.1及び6.2.2.1に示したその他の関連する規格に規定されている。

4.2.9

認証機関の活動は、コンサルティング（3.2参照）を提供する組織の活動と結び付けてマーケティング又は営業してはならない。認証機関は、特定のコンサルティング組織を用いれば、認証が簡単、容易、迅速又は廉価になると、明示又は暗示してはならない。

4.2.10 認証機関は、要員がコンサルティング（3.2参照）を提供した製品のレビュー又は認証の決定に、認証機関が規定する期間、その要員に従事させてはならない。

注記1 この期間は、認証スキームで規定することができ、認証機関が規定する場合は、レビュー又は決定が公平性を損なわないことを確実にするために十分な期間とされる。期間は、2年間とされることが多い

箇条4 要求事項

(参考) 妥当性確認・検証機関に対する要求事項(コンサルティング関連①)



JIS

適合性評価-妥当性確認機関及び検証
機関に対する要求事項

JIS Q 17029-: 2022
(ISO/IEC 17029: 2019)

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

3.12

公平性 (impartiality)

客観性があること

注釈1 客観性とは、利害抵触がないか、又は妥当性確認機関 (3.4)・検証機関 (3.5) の活動に悪影響を及ぼすことがないよう、利害抵触が解決されていることを意味する。

注釈2 公平性の要素を伝えるのに有用なその他の用語には、独立性、利害抵触がないこと、偏見がないこと、先入観がないこと、中立、公正、心が広いこと、公明正大、利害との分離、及び均衡がある。

(出典：JIS Q 17021-1:2015, 3.2 を変更－注釈1 において“認証機関の事後の活動”という語を“妥当性確認機関・検証機関の活動”に置き換えた。)

3.14

コンサルティング (consultancy)

妥当性確認 (3.2)・検証 (3.3) の対象となる主張 (3.1) の確立への関与

注釈1 用語“コンサルティング”は、妥当性確認機関 (3.4)・検証機関 (3.5) , これら機関の要員、及び妥当性確認機関・検証機関に関連した又は関係のある組織の活動に関連して使用される。

注釈2 主張の確立への関与には、主張につながる対象の設計への関与、又は対象特有の専門知識を提供し、主張の作成を手伝うことも含む。

注釈3 妥当性確認・検証の対象となる主張に関連するコースにおいて、教育・訓練が一般的な情報の提供にとどまる場合、教育・訓練の手配及び講師としての関与は、コンサルティングとしてみなされない。すなわち、講師が依頼者 (3.13) に固有の解決策を提供することは望ましくない。

注釈4 一般的な情報の提供であって、妥当性確認・検証の対象となる主張の確立に向けての依頼者固有の解決策ではないものは、コンサルティングとはみなされない。そのような情報には、次の事項を含むことがある。

- － 妥当性確認・検証の要求事項の意味及び意図の説明
- － 関連する理論、方法論、手法又はツールの説明
- － 関連するベストプラクティスに関する機密ではない情報の共有

箇条3 定義

(参考) 妥当性確認・検証機関に対する要求事項(コンサルティング関連②)



JIS

適合性評価-妥当性確認機関及び検証
機関に対する要求事項

JIS Q 17029-: 2022
(ISO/IEC 17029: 2019)

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

5.3 公平性のマネジメント

5.3.1 妥当性確認・検証活動は、公平に行わなければならない。

5.3.2 妥当性確認機関・検証機関は、その妥当性確認・検証活動の公平性に責任を負わなければならない、かつ、公平性を損なう商業的、財務的又はその他の圧力を容認してはならない。

5.3.3 妥当性確認機関・検証機関は、その活動及び他との関係を監視し、公平性に対する脅威を明示しなければならない。この監視には、要員と他との関係を含まなければならない。

5.3.8 妥当性確認と検証との両方を同じ依頼者に提供する場合、妥当性確認機関・検証機関は、公平性に対する潜在的な脅威（例えば、自己レビュー、親密さ）を検討しなければならない、かつ、このリスクを適切に管理しなければならない。

5.3.9 妥当性確認機関・検証機関は、同じ依頼者からの同じ主張に対して、コンサルティングと妥当性確認・検証との両方を申し出たり、又は提供したりしてはならない。

5.3.10 コンサルティングを提供する機関と妥当性確認機関・検証機関との関係が、妥当性確認機関・検証機関の公平性に対して受け入れられない脅威となる場合、妥当性確認機関・検証機関は、依頼者又は妥当性確認機関・検証機関が、同一の主張に関するコンサルティングを受けた依頼者に妥当性確認・検証活動を提供してはならない。これには、妥当性確認機関・検証機関が事前に関わった潜在的な依頼者を含む。

5.3.11 妥当性確認機関・検証機関の活動と、コンサルティングを提供する組織の活動とを結び付けて、マーケティングしたり、又は申し出たりしてはならない。

5.3.12 妥当性確認機関・検証機関は、コンサルティング機関が妥当性確認機関・検証機関を起用すれば、妥当性確認・検証がより簡単、容易、迅速又は廉価になると明示又は暗示する不適切な関連付け又は通知に（例えば、苦情を通じて）気付いた場合には、処置を講じなければならない。妥当性確認機関・検証機関は、特定のコンサルティング組織を起用すれば、妥当性確認・検証がより簡単、容易、迅速又は廉価になると、明示又は暗示してはならない。

7.2 要員

7.2.5 妥当性確認・検証の対象となる主張についてコンサルティングを提供した要員は、妥当性確認機関・検証機関が特定した期間内は、自身が以前に関与した活動に関連する妥当性確認・検証活動を行ってはならない。当該期間は、公平性に対する脅威が確実に最小化又は排除されるのに十分長い期間でなければならない。

注記 当該期間は、プログラムで特定することが可能である。

箇条5 要求事項

